

令和4年6月市議会定例会
副市長承認議案説明

承認議案につきまして、御説明申し上げます。

本日提案いたしました承認議案は、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分いたしましたもので、同条第3項の規定によりまして議会の承認をお願いするものでございます。

初めに、承認第3号 令和3年度長野市一般会計補正予算につきまして申し上げます。

この補正予算は、3月31日に専決処分いたしましたもので、歳入歳出それぞれ9億6,016万8千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ1,761億2,554万3千円としたものでございます。

以下、その内容につきまして、御説明いたします。

まず、歳出につきましては、基金運用収入や財産売払収入の確定等に伴い、公共施設等総合管理基金外11基金への積立金9億5,307万1千円、要保護者の利用減少などによる保護施設事務費負担金の減収に伴う授産施設特別会計への繰出金709万7千円を増額したものでございます。

次に、歳入につきましては、国庫支出金のうち、地方創生臨時交付金を交付限度額まで最大限活用するため4億2,015万3千円を増額し、ながの子育て応援給付金ほか既存15事業に充当したものでございます。

そのほか、これらの歳出に要する財源といたしまして、負担金、財産収入、寄付金及び繰入金を増額したものでございます。

第2表の繰越明許費補正につきましては、市民税非課税世帯等臨時特別給付金外8事業を追加したほか、長野5地区ハザードマップ作成事業外6事業を増額し、転出手続き等ワンストップ化対応事業外36事業を減額したものでございます。

次に、承認第4号 令和3年度長野市介護保険特別会計補正予算は、保険事業勘定におきまして、歳入歳出それぞれ8万円を増額したものでございます。

これは、基金運用収入の確定により、介護給付費準備基金への積立金を増額したものでございます。

次に、承認第5号 令和3年度長野市授産施設特別会計補正予算は、要保護者の利用減少による保護施設事務費負担金の減収に伴い、負担金を709万7千円減額し、一般会計からの繰入金と同額、増額したものでございます。

次に、承認第6号 長野市市税条例及び長野市都市計画税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、長野市市税条例等におきましても、同日から施行すべき部分につきまして改正を行い、専決処分いたしましたものでございます。

主なものとして、固定資産税及び都市計画税の商業地等の負担調整措置について、景気回復に万全を期すため、激変緩和の観点から、負担水準が60パーセント未満の商業地等の負担調整による課税標準額の上昇幅を、令和4年度に限り、現行の「令和4年度評価額の5パーセント」から「2.5パーセント」とする措置を講じたものでございます。

以上、承認議案につきまして、御説明申し上げます。

何とぞ、御承認のほど、よろしくお願い申し上げます。